

第4章 計画の基本目標

1 第6期計画の推進に向けた課題

(1) 第5期計画における諸施策の実施状況と今後の課題

- ① 生き生きはつらつの毎日を充実させるために、生涯を通じて心身の健康づくりと生きがいづくりを進めます。

ア 地域コミュニティの活性化

いつまでも住み慣れた地域で生き生きと生活するために、各地域では町内会や老人クラブなどが中心となってレクリエーションや文化活動などさまざまな活動を行っています。

また、高齢者を対象とした複数の自主的な助け合い組織が生まれています。本市では、こうした地域での公共的な取り組みを実践している団体の育成に努めてきました。

今後も、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと、安心して暮らせるように地域と一緒に考えていく必要があります。

イ 閉じこもり・うつ予防への対応

高齢者の生きがいづくりや地域交流の場として、老人福祉センター6施設・老人憩いの家1施設において、イベントや生きがい講座を開催しました。

また、基本チェックリスト調査（運動機能や日常生活に関する心身機能の低下の有無を判断する調査）から把握した、閉じこもり・うつ予防について積極的な支援が必要と思われる高齢者には保健師等による訪問を行いました。さらに、うつ予防支援として、うつ予防教室も開始しました。

今後は、地域の実情に見合った高齢者の集いの場づくりや身近な相談窓口に関する情報発信に加え、地域の中で意識的に見守りに取り組んでもらえるよう、啓発を行っていく必要があります。

ウ 地域における見守り体制の整備

本市では、ひとり暮らし高齢者に緊急時に119番につながる緊急通報システムを貸与しています。また、福祉電話利用者に電話訪問し、平日、毎日安否確認を行いました。

また、県や市と「地域見守り活動に関する協定」を締結している事業者（LPガス協会、新聞販売組合等）による見守りも行われていますが、何よりも地域に

おける日ごろの見守りが必要です。地域によっては町ぐるみで、高齢者に緊急連絡先や医療情報を自宅に備えるような働きかけを行っています。

今後は、このような地域ごとの取り組みが広がるよう、啓発を行っていくことが必要です。

エ 高齢者の権利擁護（成年後見制度利用支援）

認知症などにより判断能力の低下した高齢者や家族が安心して暮らし続けるために、成年後見制度の利用の促進を図る必要があります。本市では、地域包括支援センターと連携しながら、さまざまな相談の中で制度の普及・啓発に努めてきました。

また、今後の成年後見制度の利用者の増加に対応していくため、平成19年度から市民後見人の養成を開始し、平成26年度は第五期生を養成しています。

市民後見人の養成に伴い、平成23年度からよこすか市民後見人等運営事業推進会議を開催し、有識者による検討を重ねながら、地域の力で高齢者を支える仕組みづくりを推進しています。

② 元気なうちから介護予防を啓発し、身近な場所での介護予防の取り組みを進めます。

ア 介護予防が必要な高齢者への対応

本市の直営によるもののほか委託事業として、介護予防教室を通年実施しました。基本チェックリスト調査を行い、積極的に介護予防が必要と考えられる高齢者を把握して介護予防教室の参加へつなげました。

今後は人と人とのつながりを通じて、介護予防活動を継続的に拡大していくような場づくりや働きかけが必要です。

③ いつでも必要な時に、いろいろな介護の形が選べる環境を整えます。

ア 身近な地域でのケア体制の確立

高齢者やその家族が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活が送れるよう、行政センター管区を1単位とする日常生活圏域を中心に地域包括支援センターを設置し、福祉・医療の関係機関と連携を図りながら、高齢者やその家族の支援を行いました。

地域包括支援センターと情報交換会を定期的に関き、情報の共有を行いつつ、地域での課題の発見に努めています。さらに、有識者による地域ケア会議を開催して地域包括ケア推進のための協力体制づくりや、地域課題に対する政策形成などに関して提言を受けています。

今後も、本市をはじめ地域包括支援センターやサービス提供事業者、民生委員・児童委員、診療所など関係機関が情報を共有し、地域づくりのために有機的に活動していくことが必要です。

イ 単身高齢者世帯および高齢者世帯への対応

毎年、本市は民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者調査を実施し、単身高齢者の生活状況の把握に努めてきました。また、地域包括支援センターと連携し、相談体制の充実を図りました。

今後は、さらに地域単位で、どのようなニーズがあるのか把握することが必要です。

ウ 認知症高齢者への支援と事業の推進

家族の構成にかかわらず、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられることが必要です。そのため、地域包括支援センターによる相談、支援体制の充実を図るほか、地域での見守りネットワークの強化、認知症サポーターの養成を行ってきました。

また、介護者や高齢者本人が社会で孤立しないよう、介護者の集いを定期的で開催してきました。

認知症と思われる症状があったり介護が必要となったりしたときに、どのような医療・介護サービスを受ければ良いのかをあらかじめ認知症の人とその家族に提示する「認知症ケアパス」を作成するなど、早期相談、早期対応ができるようにすることが必要です。

引き続き、認知症高齢者への理解を広げ、関係機関の連携による地域ぐるみの見守りと支援が高齢者とその介護者に行き届く地域づくりに取り組んでいきます。

エ 高齢者への虐待防止

本市では、全国に先駆け、平成13年4月から高齢者虐待防止ネットワーク事業を立ち上げ、高齢者虐待の防止に取り組んできました。

保健師6名を配置し、訪問や電話、面談による相談を行い、早期発見、早期対応を行うとともに、定期的に高齢者・介護者のためのこころの相談も行っています。

また、医療・介護・法律専門職等の関係機関と連携を強化し、情報を共有しながら、さらに事例検討会、研修会なども開催し、活動の充実を図っています。

今後も、高齢者虐待の早期発見、早期対応に引き続き取り組んでいきます。

オ 要介護・要支援高齢者への対応

今後、団塊の世代が75歳以上になることにより、要介護・要支援認定者が増加し、それに伴い介護サービスの給付量も増大することが予測されます。

給付量の増大に伴う保険料の上昇を抑え、介護保険制度を持続させるためには、給付の適正化が不可欠です。

給付の適正化のうち、ケアプランチェックについては、ケアマネジャーが作成

するケアプランが自立を支援する内容となっているか確認と気付きを与えるものです。

自立に向けたケアプランを作成することは、介護保険に頼る生活を作り上げるのではなく、介護保険サービスを使うことによって、自立を促し、利用者の望む生活を実現させるものです。利用者が自立することによって、地域との関わりを取り戻すことにもなります。そのため、ケアマネジャーは保健医療サービスまたは福祉サービス、地域の住民による自発的なサービスなどの利用も含めて居宅サービス計画を作成しなければならないとされています。

また、介護サービスの質の向上を図るために、介護サービス提供事業所で働く職員の定着と育成が望まれます。

なお、平成27年4月の介護保険制度改正により、地域の実情に応じて住民主体の取り組みを含めた多様な主体によるサービスを取り入れることにより、効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、要支援者の介護予防訪問介護・介護予防通所介護は地域支援事業*へ移行します。

(*地域支援事業については、180ページ、10章の3参照)

カ 在宅要介護高齢者のための介護基盤の整備

可能な限り高齢者の在宅での生活を支えるという観点から、24時間、365日訪問可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を3事業所整備したほか、通い、宿泊、訪問に柔軟な対応ができる小規模多機能型居宅介護事業所を4事業所整備しました。

また、認知症高齢者のケアを専門とするデイサービスの認知症対応型通所介護事業所を4事業所（うち2事業所はグループホーム共用型）定員数29人分を整備しました。

今後は、市内全域で定期巡回・随時対応型訪問介護看護のサービスを提供できるよう事業所の整備に取り組むとともに、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスが一体的に提供可能な複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所の整備に取り組む、さらなる在宅サービスの充実を目指すことが必要です。

キ 増加する施設ニーズ等への対応

特別養護老人ホームについて、第4期計画期間中の大規模な新規整備（3施設・300床）に伴う効果・影響を見極める必要があったため、新設による整備は行わず、既存施設の増床等で100床を整備しました。

そのほかにグループホームも既存施設の増床等で16床、介護付有料老人ホーム3施設246床を整備しました。

今後の施設整備については、特別養護老人ホームの待機者の状況を把握しながら、持続可能な介護保険制度の運営のため、保険給付の増大や介護保険料の上昇への影響等を考慮し、整備方針を定めて適正な整備を実施することが必要です。

(2) 第6期計画の課題

第6期計画においては、介護保険制度改正を踏まえ、第5期計画の取り組みをさらに充実・発展させることが必要です。

また、第6期計画以後の計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための取り組みの方向性を継承しつつ、在宅医療と介護の連携などの取り組みを本格化していきます。

① 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために

ア 高齢者自身が地域づくりの担い手となれるよう、人材の育成が求められています。

イ 人と人とのつながりによる地域でのさまざまな活動を推進するため、住民主体の通いの場を充実させることが求められています。

② 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

ア ひとり暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにするため、地域と連携した支援が必要です。

イ 高齢者やその家族が安心して生活できるようにするため、各種福祉サービスについての総合的な相談支援体制および相談内容に応じた関係機関との連携を充実させることが必要です。

ウ 介護の必要な人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、地域や保健、医療、福祉の関係機関が連携し、包括的な支援が求められています。

エ 支援が必要な人やその家族が安心して暮らせるようにするため、介護・医療などに関する知識の普及啓発や、支援を行う人材の育成が求められています。

オ 平成26年度から全市的に実施している生涯現役プロジェクトと連携し、効果的・横断的な介護予防・健康づくりの推進が求められています。

③ 自分に合った環境で安心して暮らせるために

ア その人に合った暮らし方ができるよう住まいと住まい方について支援することが必要です。

イ 介護を必要とする高齢者の生活を支えるため、介護基盤の整備を促進することが必要です。

ウ 判断能力の不十分な高齢者とその家族などが安心して暮らせるようにするため、成年後見制度の利用の支援と高齢者を支える仕組みづくりとして市民後見人の養成と活動の支援を継続していくことが必要です。

エ 高齢者虐待の防止や早期発見、早期対応を図るため、虐待防止の普及啓発や高齢者・介護者への支援が求められています。

④ 安心してサービスを利用できるように

ア 介護サービスの質の向上を目指し、サービス事業者に対し、指導と助言を継続していくことが必要です。

イ 福祉・介護サービスの基盤である人材を安定的に確保するため、その育成・支援が必要です。



2 第6期計画の基本目標と体系

(1) 基本目標と、実現のための取り組み分野

第6期計画では、前計画で定めた基本目標「住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、健康でやさしい心のふれあうまちの実現」を引き続き基本目標とします。

そして、基本目標を実現するため、整理した課題を踏まえ、取り組み分野として4つの分野を掲げ、それぞれに目標を定めて取り組みます。

◆◇◆ 基本目標 ◆◇◆

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、
健康でやさしい心のふれあうまちの実現

◇◆◇ 実現のための取り組み分野 ◇◆◇

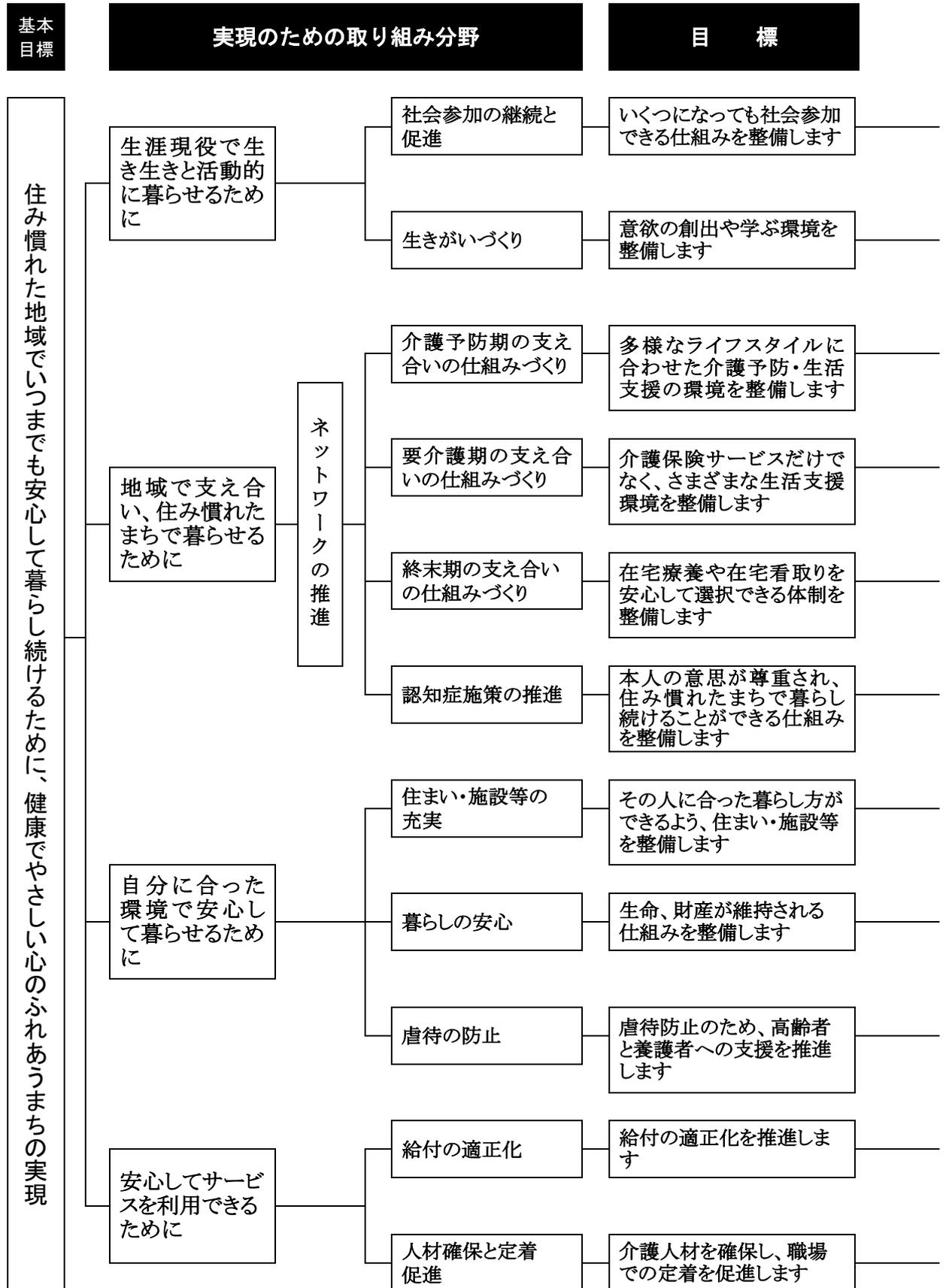
1 生涯現役で生き生きと活動的に暮らせるために

2 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために

3 自分に合った環境で安心して暮らせるために

4 安心してサービスを利用するために

(2) 体系



主 な 施 策

- ◆高齢者の就業支援 ◆老人クラブへの助成
- ◆市民公益活動ポイント制度の実施

- ◆老人福祉センター・老人憩いの家での「生きがい講座」の実施
- ◆コミュニティセンターでの「高齢者学級」の実施 ◆生涯学習センターでの「市民大学講座」の実施
- ◆ラジオ体操とウォーキングを中心とした健康づくり事業の実施 ◆高齢者健康のつどいの開催
- ◆健康診査、保健指導、健康相談、健康教育などの健康づくり支援
- ◆高齢者の外出支援(はつらつシニアパス発行事業)

- ◆介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けての環境整備
- ◆一般介護予防事業の充実 ◆一般高齢者事業の充実
- ◆地域で支え合う仕組みづくりの支援 ◆ネットワーク(生活支援体制整備事業)の構築

- ◆ねたきり等高齢者への支援(紙おむつ支給、寝具丸洗いサービス、出張理容サービス等)
- ◆ひとり暮らし等高齢者への支援(ふれあいお弁当、福祉電話の貸与、緊急通報システムの貸与等)
- ◆介護者への支援(認知症高齢者介護者の集いの開催等)
- ◆地域包括支援センターの事業評価、職員研修の実施 ◆地域ケア会議の環境整備

- ◆在宅療養連携会議の開催 ◆市民啓発の推進
- ◆多職種連携・病診連携の推進 ◆人材育成(研修やセミナー等の開催)
- ◆在宅医療ブロック会議と在宅療養連携拠点づくり ◆二次医療圏内・関係市町の連携

- ◆認知症予防教室、認知症予防グループ養成講座の実施
- ◆認知症サポーターの養成、認知症キャラバンメイト連絡会の開催 ◆認知症ケアパスの普及
- ◆若年性認知症支援者講座、連絡会の開催 ◆認知症高齢者等支援連携会議の開催

- ◆高齢者の住まい、住まい方の支援
(住まい探し相談会等の実施、介護保険の住宅改修費の給付等)
- ◆特別養護老人ホーム等施設の整備

- ◆ひとり暮らし等高齢者への支援(ふれあいお弁当、福祉電話の貸与、緊急通報システムの貸与等) *再掲
- ◆成年後見制度の体制整備、普及啓発、ネットワークの促進
- ◆成年後見人等への報酬費用・申立費用の助成 ◆よこすか市民後見人の養成、活動支援

- ◆高齢者虐待相談、高齢者・介護者のためのこころの相談の実施
- ◆高齢者虐待防止のためのネットワークの強化
- ◆高齢者虐待防止の普及啓発(講演会、研修会の実施、リーフレット配布)

- ◆認定審査会の開催
- ◆ケアマネジャー対象の各種研修の実施(新任ケアマネジャー研修、スキルアップ研修)
- ◆ケアプラン点検、検証会の実施 ◆介護保険事業者に対する指導、監査等の実施

- ◆介護職員研修の実施
(OJTリーダー養成研修、コミュニケーション研修、フォローアップ研修、マネジメント研修)

3 地域包括ケアシステムの構築

国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムは、全国一律のものではなく、地域の実情に応じて形作られ、本市では、それぞれの地域の特性を生かしながら行政と地域が連携して築いていきます。

図表33 地域包括ケアシステムの姿



資料:厚生労働省ホームページより

(1) 75歳以上の高齢者の増加と医療、介護施設の状況

65歳以上の高齢者人口は、今後3年ほどでピークを迎え、その後減少に転じる見込みですが、介護の必要度が高くなる75歳以上の高齢者の状況を見てみると、平成37年（2025年）には、75歳以上の人口は73,455人と、平成27年の56,540人に対して1.3倍となり、75歳以上の単身世帯数は15,729世帯（平成27年の1.34倍）、75歳以上の夫婦のみ世帯は13,035世帯（平成27年の1.27倍）と、大幅な増加が見込まれています。（22、23ページの図表24および図表25、25ページの図表27参照）。

後期高齢者数の増加に伴い、病気により入院を必要とする高齢者や要介護状態となって介護施設への入所を希望する高齢者も増加すると考えられます。しかし、病床や施設の数には限度があり、今のままでは、必要とする人が入院や入所ができなくなり、必要な医療や介護が受けられなくなる可能性があるという厳しい状況が予測されています。

(2) 自助、互助、共助、公助の必要性

高齢化率が14%を超えると『高齢社会』、21%を超えると『超高齢社会』と呼ばれますが、本市の高齢化率は、既に21%を大きく上回り約28%となっています。今後ともこの率は増加を続け、平成37年には、31.5%、3人に1人は高齢者になると予測されています。

本市が初めて経験するこのような状況を乗り越えるためには、市民全員が状況を理解して、協力して、乗り越えていこうという認識の一致が必要です。

まずは、生涯現役で元気に毎日が送れるように、そして、自立した生活が続くように日々健康に留意して運動機能の維持など介護予防に努めていただく『自助』の気持ちが必要です。しかしながら、多くの高齢者が自立生活を継続する努力をしつつも、病気や心身の老化に伴い、必要な支援を活用しながら自分らしい生活を維持していくことが必要になります。

『自助』を基本に『共助』としての介護保険サービスや、行政が行う『公助』としての福祉サービスの整備を図りつつも、住民同士が助け合う『互助』として、住民が主体となって行う地域福祉の輪の広がりが大いに期待されています。

(3) 地域福祉の現状

自立生活が難しくなった場合でも、施設ではなく自宅で必要な医療、介護、生活支援を受け、できるだけ自宅での生活が続けられるような体制整備が必要です。

必要とする支援は、行政の行う事業や介護保険サービスだけでは十分とはいえず、ごみ出しや電球の交換など生活する上でのきめの細かい支援が求められます。

在宅での高齢者の生活全般を支援するため、行政が行う福祉サービスの活用はもとより、住民同士の助け合いや地域の関係団体などによる地域福祉の促進を図ることが必要になってきます。

地域においては、地区社会福祉協議会が、町内会館やコミュニティセンターで「ふれあい・いきいきサロン」を開設し、仲間づくりや地域交流を進めています。

また、地域の人たちが地域の実情に合わせ自発的に創意工夫をして、住民同士の助け合い組織を立ち上げ、活動している団体もあり、こうした動きが市内に広がりつつ

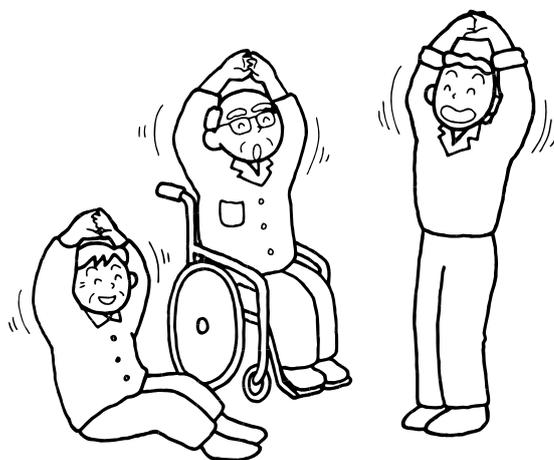
あります。

地域福祉の取り組みは、横須賀市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」をもとに、横須賀市もこれを支援し、住民同士の助け合いの輪が広がっていくよう働きかけを行っています。

(4) 地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築には、福祉や医療など縦割りとなっているそれぞれの守備範囲を越え、要支援者にとって何が必要かを見極め、関係者、関係機関の一体的な連携や情報共有がなにより必要ですが、まだまだ十分とはいえないこれらの連携体制をさらに整備し、要支援者にとって、継続的、安定的なサービスの提供ができるように、また、必要とする高齢者に適切にサービスが届くように地域ごとにこれらの調整や支援方法を検討します。

超高齢社会にとって重要な施策であるこのケアシステムの構築のため、『自助』、『互助』、『共助』、『公助』のそれぞれが持てる力を発揮して、行政、住民、ボランティア団体、医療機関、介護施設、民間事業者等の理解と協力のもと、一体として連携できる包括的なケアシステムの構築を目指します。



4 地域包括ケア圏域

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活し続けるために、地域包括支援センターが管轄する圏域ごとに圏域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指します。

図表34 各行政区域の地域包括ケア圏域数

行政区域	地域包括ケア圏域数
追浜行政センター管内	1
田浦行政センター管内	1
逸見行政センター管内	
本庁管内	2
衣笠行政センター管内	2
大津行政センター管内	1
浦賀行政センター管内	3
久里浜行政センター管内	
北下浦行政センター管内	1
西行政センター管内	2
計	13

図表35 地域包括ケア圏域一覧

(平成27年1月現在)

地域	圏域名・所在地	担当地域
追浜	追浜地域包括支援センター圏域 鷹取 1-1-1 湘南病院内 TEL:865-5450	鷹取・追浜本町・夏島町・浦郷町・ 追浜東町・浜見台・追浜町・追浜南町・ 湘南鷹取
田浦 逸見	田浦・逸見地域包括支援センター圏域 田浦町 2-80-1 横須賀基督教社会館内 TEL:861-9793	船越町・港が丘・田浦港町・田浦町・ 田浦大作町・田浦泉町・長浦町・ 安針台・吉倉町・西逸見町・山中町・ 東逸見町・逸見が丘
本庁	本庁第一地域包括支援センター圏域 緑が丘 26 聖ヨゼフ病院内 TEL:828-3830	坂本町・汐入町・本町・稲岡町・泊町・ 小川町・大滝町・緑が丘・若松町・ 上町・不入斗町・鶴が丘・平和台・ 汐見台
	本庁第二地域包括支援センター圏域 三春町 2-12 三春コミュニティセンター内 TEL:824-3253	日の出町・米が浜通・平成町・安浦町・ 三春町・富士見町・田戸台・深田台・ 望洋台・佐野町
衣笠	衣笠第一地域包括支援センター圏域 衣笠栄町 4-14 共楽荘内 TEL:851-1963	衣笠栄町・金谷・池上・阿部倉・平作・ 小矢部 2 丁目・小矢部 4 丁目
	衣笠第二地域包括支援センター圏域 大矢部 1-9-30 横須賀グリーンヒル内 TEL:838-4774	公郷町・小矢部 1 丁目・小矢部 3 丁目・ 衣笠町・大矢部・森崎
大津	大津地域包括支援センター圏域 走水 1-35 シャローム内 TEL:842-1082	根岸町・大津町・馬堀海岸・走水・ 馬堀町・桜が丘・池田町
浦賀 久里浜	浦賀・久里浜第一地域包括支援センター圏域 西浦賀 6-1-1 太陽の家内 TEL:846-5160	浦上台・二葉・小原台・鴨居・東浦賀
	浦賀・久里浜第二地域包括支援センター圏域 長瀬 3-6-2 衣笠病院長瀬ケアセンター内 TEL:843-3112	吉井・浦賀・浦賀丘・西浦賀・光風台・ 南浦賀・久里浜台・長瀬・久比里・ 若宮台・舟倉・内川・内川新田・佐原
	浦賀・久里浜第三地域包括支援センター圏域 野比 5-7-2 パシフィックホスピタル内 TEL:849-1772	岩戸・久村・久里浜・神明町・ ハイランド
北下浦	北下浦地域包括支援センター圏域 野比 5-5-6 横須賀老人ホーム内 TEL:839-2606	野比・粟田・光の丘・長沢・ グリーンハイツ・津久井
西	西第一地域包括支援センター圏域 太田和 2-3-21 横須賀椿園内 TEL:857-9939	山科台・太田和・荻野・長坂・佐島・ 佐島の丘・芦名・秋谷・子安・ 湘南国際村
	西第二地域包括支援センター圏域 武 3-39-1 横須賀愛光園内 TEL:857-6604	長井・御幸浜・林・須軽谷・武

図表36 地域包括ケア圏域と地域包括支援センター

